

## 細 則

### 1. 委員会細則

#### 第1条

本細則は、緑丘会札幌支部会則第17条における支部運営委員会について定める。

#### 第2条

支部運営委員会の委員は、常任幹事の中から委員長が任命し、任期はこれを規定しない。

#### 第3条

支部運営委員会は、本会の会務を執行するために、総務・広報、企画・戦略、イベント、会計、渉外、サテライト・女子などの担当部会を設置することができる。

#### 第4条

委員長は、支部運営委員のうち若干名を常任役員会メンバーに任命する。

### 2. 会費細則

#### 第1条

本細則は、緑丘会札幌支部会則第21条における会費について定める。

#### 第2条

会員は、会費として年3,000円を納めるものとする。

### 3. 会計細則            別紙

### 4. 事務局細則        別紙